

平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会（第5回） 議事概要

開催日時及び場所	平成24年3月29日（木） 午後1時30分～3時20分 ホテル ルビノ京都堀川	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法学部准教授） 委員 <small>あおき</small> 青木 <small>なえこ</small> 苗子（弁護士） 委員 <small>おきた</small> 沖田 <small>やすひこ</small> 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員)）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ (<small>にしかわ</small> 西川総務部副部長)] 2 議事 (1) 公契約大綱について (2) その他 ◇「府から提案のあった内容により、進めることが妥当。なお、新たな取組については、制度設計を行い、必要な周知期間に留意すること。」との意見がまとめられた。 ◇今後、府においては、今回の意見を踏まえ、最終的な調整・決定をした上で、大綱を運用させていく。 ◇新たな取組については、できる限り早く準備を整え、順次、実施していく。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

(1) 公契約大綱について

意見・質問	回 答 等
<p>◇グリーン入札について、随意契約も含む制度でありながら、入札の名称を使用するのは何故か。</p> <p>◇「労働環境の確保」「コンプライアンス対策」については重要な課題だと考えているが、基本方針に記載されていないのは何故か。</p> <p>◇特に「コンプライアンス対策」については重要な課題であり、府として重視している姿勢を強く示す必要があるのではないか。</p> <p>◇ダンピング対策の取り組みについて、低価格で落札される全ての案件がダンピングとは限らない。個別案件ごとに精査し、ダンピング対策を実施する必要性を整理した上で、府民に対する説明責任を果たせるようになる必要があるのではないか。</p> <p>◇最低制限価格の改正などは、国の基準を採用しているが、府としての考え方をしっかり持つておくべき。受注業者のために最低制限価格を高くしてきているように見られがちであるので、府民への説明責任を果たすため、安価な入札に対する府の姿勢（個別業者として合理性のある入札への対応）を整理しておくべき。</p> <p>◇重層下請の制限について、下請の差配は受注者に任せた方が良い面もある</p>	<p>◇随意契約を含むことは承知していますが、京滋知事会議でのグリーン入札の共同実施にかかる合意に基づき実施している制度であるため、本名称を使用しています。</p> <p>◇施策の具体的な実施内容を記載する必要のある両課題については、抽象的に大綱の大枠を示す基本方針には記載していませんが、具体的な実施内容を別紙において詳しく記載しています。</p> <p>◇低入札価格調査制度の運用を行う中で、しっかりと問題点を把握することによりP D C Aを進めていくとともに、大綱の公表に当たっても、府民に誤解のないよう、説明の工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>◇国の調査では、土木では96%が2次下請まで、建築でも4次を超えるものは数%程度であり、土木を2次、建築では3次までに制限することは、無理な対応ではないと考</p>

ると考えており、必要性に疑問を感じる。

◇規定以上に下請が重層化する場合、第三者委員会に説明するのか。

◇業者間の過当な競争を背景に、追加工事発注時の価格設定や、暴力団関係者排除措置の適用の是非など、業者間のみならず、行政と業者との間で紛争が起こる可能性が高まっている。紛争が起こった際の対応はどうなっているのか。

◇コンプライアンス管理指導チームについて、どのような考え方で今後、運用していくのか。

◇一般企業と違い、行政では、契約・管理・法令遵守まで一人の担当者が担っており、役割の分担ができていない状況がある。今後、行政のコンプライアンスの専門家を育成する必要があるのではないか。

◇これからは、行政と民間の契約も、民間同士の契約と同じように厳格に運用する必要がある。常に法令改正等の契約関係事項の動向に注意し、遺漏のないように運用してもらいたい。

◇府内企業発注の原則化について、府外発注案件の第三者委員会での審査はどのように行うのか。

◇府内発注する案件でも、府内で十分に競争性が確保できるということ

えています。重層化の制限は、中間搾取を行うかばん業者の排除など、問題が生じやすい環境の改善や労働環境の向上に必要な施策であると考えています。

◇第三者委員会への報告を考えています。

◇大綱に基づく元請下請関係の取扱いとして、全ての下請契約において契約書を実際に取り交わし、下請間相互のトラブルを防止することとしており、また、京都府建設工事紛争審査会において、調停等により紛争の解決を図ることとしています。

◇詳細は今後検討していきませんが、個人ごとの対応では、業者との不正な関係を防ぐことは難しいと考えており、所属全体で不正を防ぐ環境づくりを行うことが重要だと考えています。このため、技術次長等、職場の要となる職員を中心に、問題を解決する仕組みを作っていきたいと考えています。

◇橋梁上部工等、極めて特殊な工事について、あらかじめ府外発注するものを類型化して対外的に示した上で入札を執行し、事後にまとめて第三者委員会で審査することとしています。具体的な審査方法については今後、検討していきます。

◇府内発注案件を含め、競争性の確保について適切に説明ができるよう検討します。

が前提である。そのことに留意して制度設計を進めてもらいたい。

◇不良不適格業者の排除について、具体的な取り組みはどのようにするのか。

◇府警察本部との連携により、落札関係者が暴力団員等である等の通報を受けた場合に、指名停止の措置を行うこととなります。

◇委員会意見とりまとめ

- ・各委員からいただいた意見を踏まえ、府から提案のあった内容により、進めることが妥当。
- ・なお、新たな取組については、制度設計を行い、必要な周知期間に留意すること。